

令和8年5月28日より 電子処方せんを開始します

「電子処方せん」とは？

これまで紙で発行していた処方せんを電子化したものです。

これまで同様、紙の処方せんもご利用いただけます。
電子処方せんのご利用方法に不安のある方は「紙の処方せん」をご利用ください。

「電子処方せん」ご利用の流れ

— 診療前 —

1. 受付時又は診察時に「電子処方せん希望」の旨、
お申し出ください ※医師や保険等によってご利用できない場合があります

— 診療後 —

2. 受付で「処方内容（控え）」を受け取る

— 電子処方せん対応の調剤薬局にて —

3. マイナンバーカードと「処方内容（控え）」を
薬局に提示し、お薬を受け取る



※下記の場合は、電子処方せんを希望されてもご利用できません。

- ・ 担当医が電子認証（電子処方せん発行）の登録をしていない場合
- ・ 医療保険適用外（労災・自賠責・自由診療等）の場合
- ・ 有効な健康保険が確認できない場合
- ・ 医薬品と特定器材（注射針等）を同時に処方する場合
- ・ 利用する調剤薬局が電子処方せんに対応していない場合

※電子処方せんに対応している調剤薬局は、厚生労働省のWEBページをご確認ください。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushsetsu.html